

竹富町観光案内人条例施行規則

令和5年11月2日

規則第29号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 観光案内人たる免許（第3条—第14条）

第3章 登録引率ガイドの選任及び認可等（第15条—第24条）

第4章 監督等（第25条・第26条）

第5章 竹富町観光案内人条例審議会等（第27条—第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、竹富町観光案内人条例（令和5年竹富町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 観光案内人たる免許

（観光案内人免許の申請）

第3条 条例第9条第2項に規定する申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第9条第2項第8号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 西表島等以外に開業届における納税地の住所をおく個人又は本店の住所をおく法人にあつては、現場代理人として配置する者の氏名
- (2) 自然観光事業における河川、内湾その他の水面の利用有無
- (3) 汽艇等（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項各号の規定による検査の対象となるものを除く。）の保有数量
- (4) 西表島等の公民館への所属の有無
- (5) 観光ガイドとして従事する者に係る次に掲げる事項

ア 一次救命処置技術に関する講習の受講実績

イ 自然観光事業に関する資格の保有状況

ウ 過去4年間における自然観光事業への従事実績

3 条例第9条第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前3月以内に発行されたものに限る。）とする。

(1) 個人にあつては事業所得に係る納税地の住所を証する書類

(2) 法人にあつては、登記事項証明書の写し

(3) 申請日において有効な賠償責任保険に係る保険証券の写し

(4) 西表島等以外に事業所得に係る納税地の住所をおく個人又は本店の住所をおく法人にあつては、現場代理人として配置する者に係る住民票の写し

(5) 西表島等の公民館に所属している場合（法人にあつては、法人又は法人の代表者が西表島等の公民館に所属している場合）にあつては、その所属を証する書類

(6) 西表島等の公民館に所属していない場合（法人にあつては、法人又は法人の代表者が西表島等の公民館に所属していない場合）にあつては、自然環境保全活動への積極的参画その他の活動により地域社会の発展に努める意思を有することを疎明する書類

(7) 専ら汽船（船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）第1条第2項に規定する汽船をいう。）を使用して自然観光事業を行う者にあつては、次に掲げるいずれかの書類

ア 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定による一般定期航路事業の許可又は同法第21条の規定による旅客不定期航路事業の許可に係る許可書の写し

イ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条の規定による登録に係る遊漁船業者登録票の写し

ウ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第13条第2項の規定による海域レジャー事業届出書及び同条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第6条に規定する届出書の写し

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団をいう。）等の排除に関する誓約書

(9) 観光ガイドとして従事する者に係る次に掲げる書類

ア 運転免許証、旅券その他本人であることを確認できる写真付き公的身分証明書の

写し

イ 一次救命処置技術に関する講習の受講実績を証する書類

ウ 自然観光事業に関する資格の保有状況を証する書類

エ 過去4年間における自然観光事業への従事実績を証する書類

(観光案内人免許に係る審査基準)

第4条 条例第9条第4項第1号の規定による審査は、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査することにより行うものとする。

(1) 自然観光事業実施中の事故の発生に備え、必要な補償内容を備えた賠償責任保険に加入していること。

(2) 西表島等以外に事業所得に係る納税地の住所をおく個人又は本店の住所をおく法人にあっては、西表島等に営業所その他の自然観光事業実施中の事故の発生等の緊急時の対応拠点を設けており、かつ当該対応拠点に西表島等に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をしている者を現場代理人として配置していること。

(3) 観光ガイドとして従事する者の中に次に掲げるいずれかの実績を有する者が1名以上含まれており、かつ当該実績を有する者は他の観光案内人において観光ガイドとして従事する者となっていないこと。

ア 過去4年間に延べ3年以上自然観光事業に従事していること。

イ 過去4年間に延べ300日以上自然観光事業に従事していること。

(4) 観光ガイドとして従事する者が、一次救命処置に関する知識及び技能を有していること。

(5) 河川、内湾その他の水面を利用する場合にあっては、観光ガイドとして従事する者が水難救助に係る知識及び技能を有していること。ただし、専ら汽船を使用して自然観光事業を行う場合にあっては、この限りでない。

2 条例第9条第4項第2号の規定による審査は、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査することにより行うものとする。

(1) 免許申請者が法人である場合にあっては、その代表者又は現場代理人が、町長が主催又は指定する法令及び全体構想に関する講習又は研修を修了していること。

(2) 観光ガイドとして従事する者が、町長が主催又は指定する法令及び全体構想に関する講習又は研修を修了していること。

3 条例第9条第4項第3号の規定による審査は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査することにより行うものとする。

(1) 西表島等の公民館に所属していること。（法人にあっては、法人の代表者が西表島等の公民館に所属している場合を含む。）

(2) 伝統的な生活文化の継承、自然環境保全又は自然環境教育を目的とした行事又は活動への参加又は参画により地域社会の発展に努める意思を有すること。

4 条例第9条第4項第4号の規定で定める事項は、既に条例第9条第1項の規定による免許を受けた者と住所、電話番号、代表者の氏名、屋号、営業所の住所、営業所の連絡先、現場代理人その他の事項が同一である場合その他この条例又は全体構想の目的、基本理念又は趣旨に反するものと認められるものでないこととする。

（観光案内人免許に係る登録料等）

第5条 条例第9条第9項の規定による登録料等は、観光案内人登録料、観光ガイド登録料及び機材証票発行手数料とし、その金額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 観光案内人登録料

ア 竹富町内に住所（個人にあっては開業届における納税地の住所、法人の場合にあっては登記事項証明書に記載される本店の住所をいう。第17条において同じ。）

を有する観光案内人の場合は、30,000円

イ アに掲げる以外の観光案内人の場合は、90,000円

(2) 観光ガイド登録料

ア 一人目の観光ガイドは、10,000円

イ 二人目以降の観光ガイドは、一人につき20,000円

(3) 機材証票発行手数料

ア 車両又は小型船舶用証票は、1枚につき150円

イ カヌー等資機材用証票は、1枚につき50円

2 前項第2号の規定による観光ガイド登録料は、条例第13条第1項又は第5項の規定による有効期間の満了の日の2年前の日の翌日から有効期間の満了の日の1年前の日までの間の日に受けた条例第12条第1項の規定による変更の免許に係るものについては、その金額に4分の3を乗じた金額とし、条例第13条第1項又は第5項の規定による有効期間の満了の日の1年前の日の翌日から有効期間の満了の日までの間の日に受けた条例第12条第1項の規定による変更の免許に係るものについては、その金額に2分の1

を乗じた金額とする。

(観光案内人免許状等の様式)

第6条 条例第9条第10項の規定による竹富町観光案内人免許状、観光ガイド免許証、観光ガイド記章及び機材証票は、別記様式第2号によるものとする。

(観光案内人免許の標準処理期間)

第7条 条例第9条第11項に規定する申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

2 条例第12条第3項に規定する申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(観光案内人免許に係る条件の付与)

第8条 条例第10条第1項の規定による条件は、付された条件が履行されない場合は、条例第32条第3項の規定による措置命令が適用され得ることから、具体的かつわかりやすい表現を用い、原則として町長が別に定める例文によるものとする。

(免許状等の再交付申請)

第9条 条例第11条第1項の規定による免許状等の再交付申請は、別記様式第3号によるものとする。

2 条例第11条第2項の規定により読み替えて準用する条例第9条第9項の規定による再発行手数料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 観光案内人免許状は、無料
- (2) 観光ガイド免許証は、無料
- (3) 観光ガイド記章は、1個につき350円
- (4) 車両又は小型船舶用証票は、1枚につき150円
- (5) カヌー等資機材用証票は、1枚につき50円

(観光案内人免許の軽微な変更)

第10条 条例第12条第1項の規定による軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人にあつては、氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 法人にあつては、商号、代表者の役職名及び氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先
- (3) 屋号又は名称
- (4) 観光ガイドとして従事する者の住所及び電話番号その他の連絡先

(5) 自然観光事業の用に供する自動車及び汽艇等（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項各号の規定による検査の対象となるものに限る。）の数量及び登録番号

(6) 汽艇等（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項各号の規定による検査の対象となるものを除く。）の保有数量

2 条例第12条第3項に規定する申請書は、別記様式第4号によるものとする。

3 条例第12条第3項に規定する届出書は、別記様式第5号によるものとする。

（免許の更新）

第11条 条例第13条第3項の規定による申請は、別記様式第6号によるものとする。

2 条例第13条第3項の規則で定める期間は、有効期間の満了の日の90日前から30日前までの間とする。

3 条例第13条第4項の規定により準用する条例第9条第3項の規定による規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前3月以内に発行されたものに限る。）とする。

(1) 第3条第3項各号に掲げる書類

(2) 竹富町観光案内人免許状の写し

(3) 観光ガイドとして従事する者に係る観光ガイド免許証の写し

(4) 条例第17条第3項の規定による講習、研修等に係る観光ガイドの修了状況を証する書類

4 条例第13条第4項の規定による添付書類の一部省略は、原則として次の各号に掲げる添付書類に限るものとする。

(1) 事業所得に係る納税地の住所を証する書類（条例第9条第2項第1号に掲げる事項に変更がない場合に限る。）

(2) 登記事項証明書の写し（条例第9条第2項第2号に掲げる事項に変更がない場合に限る。）

(3) 過去4年間における自然観光事業への従事実績を証する書類

(4) 申請日において有効な傷害保険及び賠償責任保険に係る保険証券の写し

（廃業等の届出）

第12条 条例第15条第1項の規定による届出は、別記様式第7号によるものとする。

（免許手続の委託法人）

第13条 条例第16条第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げる基準に適合する法人とする。

- (1) 条例の規定について、十分な知識及び理解を有すると認められる者であること。
- (2) エコツーリズム推進法及び全体構想について、十分な知識及び理解を有すると認められる者であること。
- (3) 西表島等に本店、主たる事務所その他の主な活動拠点の住所をおいている者であること。
- (4) 観光ガイド免許証を有する者を常時雇用していないこと。

(観光案内人の遵守事項)

第14条 条例第17条第3項の規則で定める講習、研修等は、町長が主催又は指定する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法令又は全体構想に関するもの
- (2) 利用ルール、安全管理等に関するもの
- (3) 一次救命処置技術等に関するもの

2 条例第17条第4項の規則で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

3 条例第17条第6項の規定による報告は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 自然観光事業の月別及び年間実績報告は、別記様式第8号によるものとする。
- (2) 条例第17条第6項第2号の規定による講習、研修等に係る観光ガイドの修了状況報告は、その修了を証する書類の写しの提出によるものとする。

4 条例第17条第6項第3号の規則で定めるものは、提出時に有効な賠償責任保険に係る保険証券の写しとする。

5 前2項の報告は、毎年4月1日から6月30日までの間に行うものとする。ただし、第3項の規定による報告は、その前年度（前年4月1日から当該年3月31日までをい

う。)における状況を報告するものとする。

第3章 登録引率ガイドの選任及び認可等

(登録引率ガイドの選任認可)

第15条 条例第21条第3項の規定による申請書は、別記様式第9号によるものとする。

2 条例第21条第3項第8号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 登録引率ガイドに選任する者が引率しようとする特定自然観光資源の所在する区域

(2) 登録引率ガイドに選任する者に係る第16条第1項第1号、第2項第2号及び第3項に規定する町長が主催又は指定する試験の合格状況

3 条例第21条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 認可申請者に係る竹富町観光案内人免許状の写し

(2) 登録引率ガイドに選任する者に係る観光ガイド免許証の写し

(3) 登録引率ガイドに選任する者に係る第16条第1項第1号、同条第2項第2号及び第3項に規定する町長が主催又は指定する試験の合格状況を証する書類

(登録引率ガイドの選任認可に係る審査基準)

第16条 条例第21条第5項第1号の規定による審査は、登録引率ガイドとして選任する者の中に次の各号に掲げる基準に適合する者が1名以上含まれているかどうかを審査することにより行うものとする。

(1) エコツーリズム推進法及び全体構想の内容に関する知識及び顧客に対する説明能力を有するかどうかを判定するための試験として町長が主催又は指定する試験に合格していること。

(2) 他の観光案内人において登録引率ガイドとして選任されていないこと。

2 条例第21条第5項第2号の規定による審査は、登録引率ガイドとして選任する者の中に次の各号に掲げる基準に適合する者が1名以上含まれているかどうかを審査することにより行うものとする。

(1) 自然観光事業を営もうとする特定自然観光資源の所在する区域において、町長が別に定める年数以上自然観光事業に従事していること。

(2) 自然観光事業を営もうとする特定自然観光資源の所在する区域について、他の登録引率ガイドを適切に管理監督することができる程度にその区域の特性を熟知しているかどうかを判定するための試験として町長が主催又は指定する試験に合格している

こと。

(3) 他の観光案内人において登録引率ガイドとして選任されていないこと。

3 条例第21条第5項第3号の規定による審査は、登録引率ガイドとして選任する者が、特定自然観光資源の所在する区域において案内又は助言を行うにあたって必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験として町長が主催又は指定する試験に合格しているかどうかを審査することにより行うものとする。

(登録引率ガイド選任認可に係る登録料等)

第17条 条例第21条第9項の規定による登録料等は、登録引率事業者登録料及び登録引率ガイド登録料とし、その金額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 登録引率事業者登録料

ア 竹富町内に住所を有する観光案内人の場合は、15,000円

イ アに掲げる以外の観光案内人の場合は、45,000円

(2) 登録引率ガイド登録料

ア 一人目の登録引率ガイドは、5,000円

イ 二人目以降の登録引率ガイドは、一人につき10,000円

2 前項第2号の規定による登録引率ガイド登録料は、条例第13条第1項又は第5項の規定による有効期間の満了の日の2年前の日の翌日から有効期間の満了の日の1年前の日までの間の日に受けた条例第23条第1項の規定による変更の認可に係るものについては、その金額に4分の3を乗じた金額とし、条例第13条第1項又は第5項の規定による有効期間の満了の日の1年前の日の翌日から有効期間の満了の日までの間の日に受けた条例第23条第1項の規定による変更の認可に係るものについては、その金額に2分の1を乗じた金額とする。

(登録証等の様式)

第18条 条例第21条第10項の規定による登録引率事業者証及び登録引率ガイド証は、別記様式第2号によるものとする。

(登録引率ガイド選任認可の標準処理期間)

第19条 条例第21条第11項に規定する申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

2 条例第24条第3項に規定する申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(登録引率ガイドの選任認可に係る条件の付与)

第20条 条例第22条第1項の規定による条件は、付された条件が履行されない場合は、条例第32条第3項の規定による措置命令が適用され得ることから、具体的かつわかりやすい表現を用い、原則として町長が別に定める例文によるものとする。

(登録証等の再交付申請)

第21条 条例第23条第1項の規定による登録証等の再交付申請は、別記様式第3号によるものとする。

(登録引率事業者認可の変更)

第22条 条例第24条第1項の規定による軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人にあつては、氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 法人にあつては、商号、代表者の役職名及び氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先
- (3) 屋号又は名称
- (4) 登録引率ガイドに選任する者の住所又は電話番号その他の連絡先

2 条例第24条第3項に規定する申請書は、別記様式第10号によるものとする。

3 条例第24条第3項に規定する届出書は、別記様式第5号によるものとする。

(認可の更新)

第23条 条例第25条第3項の規定による申請は、別記様式第6号によるものとする。

2 条例第25条第3項の規則で定める期間は、有効期間の満了の日の90日前から30日前までの間とする。

3 条例第25条第4項の規定により準用する第21条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前3月以内に発行されたものに限る。）とする。

- (1) 認可申請書に係る竹富町観光案内人免許状の写し
- (2) 登録引率ガイドに選任する者に係る観光ガイド免許証の写し
- (3) 登録引率ガイドに選任する者に係る条例第29条第5項の規則で定める講習、研修等の終了状況を証する書類
- (4) 登録引率ガイドに選任する者に係る過去3年間に特定自然観光資源の所在する区域において自然観光事業に従事した実績を証する書類

4 条例第25条第4項の規定により準用する第21条第5項各号の規定による審査は、

次の各号に掲げる事項により行うこととする。

- (1) 登録引率ガイドに選任する者が、条例第29条第5項の規則で定める講習、研修等を修了していること。
- (2) 登録引率ガイドに選任する者の中に、認可申請者が自然観光事業を営もうとする特定自然観光資源の所在する区域において、過去3年以上自然観光事業に従事している者が1名以上含まれること。

(登録引率事業者の遵守事項)

第24条 条例第29条第3項の規則で定める事項は、エコツーリズム推進法第9条第1項各号、第10条第1項から第4項まで及び第19条各号に係る事項とする。

2 条例第29条第5項の規則で定める講習、研修等は、町長が主催又は指定する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定自然観光資源の所在する区域において開催される一次救命処置技術等に関するもの
- (2) 特定自然観光資源の所在する区域の保全管理に関するもの
- (3) 特定自然観光資源の制度に関するもの

第4章 監督等

(立入検査に伴う身分証明書の様式)

第25条 条例第31条第3項の規定による身分証明書は、別記様式第11号によるものとする。

(違反行為の予防及び発見事務の委託)

第26条 条例第32条第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる基準に適合する法人とする。

- (1) 条例の規定について、十分な知識及び理解を有すると認められる者であること。
- (2) エコツーリズム推進法及び全体構想について、十分な知識及び理解を有すると認められる者であること。
- (3) 西表島等に本店、主たる事務所その他の主な活動拠点の住所をおいている者であること。
- (4) 観光ガイド免許証を有する者を常時雇用していないこと。

第5章 竹富町観光案内人条例等審議会

(竹富町観光案内人条例等審議会の会長)

第27条 竹富町観光案内人条例等審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(竹富町観光案内人条例等審議会の議事)

第28条 竹富町観光案内人条例等審議会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 委員が会議に出席できない場合は、代理者の出席を認め、委員と同等の扱いとする。

(竹富町観光案内人条例等審議会の庶務)

第29条 竹富町観光案内人条例等審議会の庶務は、自然観光課を事務局として処理する。

(竹富町観光案内人条例等審議会の運営)

第30条 この規則で定めるもののほか、竹富町観光案内人条例等審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(竹富町観光案内人条例等審議会審査等小委員会への準用)

第31条 第25条から前条までの規定は、竹富町観光案内人条例等審議会審査等小委員会について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年11月10日から施行する。ただし、第3条第3項第3号、第4条第2項各号は、令和6年4月1日から施行するものとする。

(経過措置)

2 この規則施行の日(以下、「施行日」という。)前にされた条例第8条第2項の規定による申請については、この規則第3条各項、第4条各項及び第6条各項の規定は適用せず、改正前の竹富町観光案内人条例施行規則第5条各項、第6条各項の規定を適用するものとする。

(施行規則の見直し)

3 この施行規則は、その運用の状況等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて、この施行規則の施行後3年を目途に必要な見直しを行うものとする。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第6条及び第18条関係)

様式第3号 (第9条及び第21条関係)

様式第4号 (第10条第2項関係)

様式第5号 (第10条第3項及び第22条第3項関係)

様式第6号 (第11条第1項及び第23条第1項関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第14条第3項第1号関係)

様式第9号 (第15条第1項関係)

様式第10号 (第22条第2項関係)

様式第11号 (第25条関係)